

Q&A在外投票

Q1: 海外に住んでいます選挙に投票することはできますか？

⇒ 海外に住んでいる日本人の方は国政選挙の選挙権を行使するために、在外選挙制度があります。

在外選挙を行うには、在外選挙人名簿に登録されていることが必要です。

■登録資格

年齢満18年以上の日本国民で、あなたがお住まいの住所を管轄している領事官の管轄区域内に3箇月以上引き続いて住所を有することが必要です。

■登録申請書の提出

申請者本人又は申請者の同居家族等が現地の在外公館の受付時間内に領事窓口に行って申請書を提出する必要があります。

■登録申請時に持参するもの

- (1) 旅券
- (2) 申請書を提出する領事官の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有することを証明する書類

■投票の方法

- (1) 在外公館等における在外投票
- (2) 郵便等による在外投票
- (3) 国内における在外投票(海外在住で日本に住民票のない方が日本に帰国している間に投票する場合、又は帰国後選挙人名簿に登録されていない方が在外選挙人として投票する場合)

Q2: 海外から一時帰国中で、在外選挙人証をもっているが投票できますか？ また、投票方法について教えてください。

⇒ 在外選挙制度は、国政選挙のみを対象とした制度です。

衆議院議員選挙または参議院議員選挙が投票できる選挙となります。

在外選挙人名簿に登録されている方は、登録されている区の区役所で期日前投票できます。

投票日当日は、指定在外投票所でも投票ができます。

詳細は、在外登録している区の選挙管理委員会にお問合せください。

Q3: ○区で在外登録している者であるが、期日前投票所はどこですか？

⇒ 在外登録している区の区役所が期日前投票所となります。

在外選挙人証をお持ちになって、期日前投票所で投票してください。

Q4: 在外登録している者であるが、投票日の投票所はどこですか？

⇒ 在外登録している区が指定している指定在外投票所となります。

在外選挙人証をお持ちになって投票してください

■各区の指定在外投票所一覧

- ・東灘区: 東灘区役所(住吉東町5丁目2番1号)
- ・灘区: 灘小学校(千旦通1丁目5番1号)
- ・中央区: 中央区役所(雲井通5丁目1番1号)
- ・兵庫区: 湊川中学校(松本通1丁目1番1号)
- ・北区: 鈴蘭台小学校(鈴蘭台南町2丁目14番24号)
- ・長田区: ルネタウン御船集会所(御船通4丁目8番地1)
- ・須磨区: 須磨区役所(大黒町4丁目1番1号)
- ・垂水区: 垂水区役所(日向1丁目5番1号)
- ・西区: 高津橋小学校(玉津町高津橋640番地の1)